

弁理士が授業 16.10.14
教員

知的財産権 寸劇で解説

群馬・創世中等教育
学校

群馬県の創世中等教育学校（平方秋夫校長、生徒百八十六人）は九月十三日、弁理士を講師に迎え、知的財産制度について学ぶ授業を行った。中学一年から三年生が対象。日本弁理士会の協力の下、弁理士三人による寸劇形式を取り入れた授業は、生徒たちの関心を引いていた。写真。

授業は特別活動の一環として行った。発明を保護する仕組みが必要であることを認識させ、特許制度の意味を理解させることが狙い。寸劇は羽鳥巨弁理士と貝塚亮平弁理士がそれぞれ会社の社長役として演じた。

貝塚氏はいすの上にか



けると、上着が床に付かないハンガーを一年かけて開発。百貨店に売り込みに行き、しばらくは安定した収入を得る。
しかしその一年後、羽鳥氏は貝塚氏のまねをしてほぼ同じハンガーを作り、販売する。羽鳥氏のハンガーの方が二十円安かったので、こちらの方がよく売れるようになる。

「方がよい」と意見が分かれた。
そして、特許とは、発明をした人に権利が与えられ、それをまねされないために一定期間保護するための制度と説明。新しい発明が出てきやすくなるために、特許制度と云うものが必要だと学んだ。
平方校長は「今の時代、知的財産権の知識は重要

貝塚氏は「後からまねされたら商売あがった。こちらは一年間の研究開発費がかかっている」と羽鳥氏を批判した。
「こういう状況で、また新しい発明をしようという気になるか」と生徒に質問。「まねはよくない」「安いだ。外部から講師を呼んで授業を行うことは、生徒たちにはよい刺激になる」と話している。今後、日本弁理士会は、学校の要望に応じて出張授業を展開していく予定だ。

日本弁理士会 〇〇〇
3581・1211